

天理市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項から第3項までの規定による一部負担金の減額又は支払の免除（以下「減免」という。）及び徴収の猶予（以下「徴収猶予」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金の徴収猶予)

第2条 市長は、納付義務者又は被保険者（以下「納付義務者等」という。）が次の各号のいずれかに該当することによりその生活が困難となった場合において必要と認められるときは、その者に対し、一部負担金の徴収猶予をすることができる。

- 一 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、次のいずれかに該当することとなった場合
 - ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第10号に規定する障害者
 - イ 行方不明となった者
 - ウ その者の居住する住宅について著しい損害を受けた者
 - 二 次のいずれかの事由により、その世帯の収入が著しく減少した場合
 - ア 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等
 - イ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由
 - 三 前各号に定めるもののほか、前各号に類する事由として国の通知において定められる場合
- 2 前項の規定による一部負担金の徴収猶予に係る適用基準は、別表1及び2に定めるとおりとする。

(一部負担金の減免)

第3条 市長は、納付義務者等が前条第1項各号に該当することによりその生活が著しく困難となった場合において必要と認められるときは、その者に対し、一部負担金の減免をすることができる。

- 2 前項の規定による一部負担金の減免に係る適用基準及び減免の額は、別表3及び4に定めるとおりとする。

(申請)

第4条 一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、あらかじめ市長に対し、国民健康保険一部負担金減免等申請書(様式第1号)に別表5に定める書類を添えて提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

(決定等)

第5条 市長は、前条の申請に不備がないことを確認したときはこれを受理し、速やかに審査等を行い、その可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の可否の決定に当たって必要と認めるときは、申請者に対し必要な書類等の提出又は提示を求めることができる。

3 市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予を承認したときは国民健康保険一部負担金減免等決定通知書(様式第2号)により、承認しなかったときは国民健康保険一部負担金減免等不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(証明書の交付)

第6条 市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予を承認したときは、一部負担金の減免については国民健康保険一部負担金減免証明書(様式第4号)を、一部負担金の徴収猶予については国民健康保険一部負担金徴収猶予証明書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

2 前項の証明書により療養の給付を受けようとする者は、国民健康保険被保険者証に添えて当該証明書を保険医療機関又は保険薬局に提示しなければならない。

(期間)

第7条 一部負担金の徴収猶予の期間は、申請のあった日の属する月を含めて6箇月を限度とする。

2 一部負担金の減免の期間は、申請のあった日の属する月を含めて1箇月を単位とし、当該減免を受けた者からの申請に基づき3箇月を限度に1箇月ごとに延長することができる。ただし、同一の事由により当該期間を超えて減免を行う必要があると市長が認める場合は、当該減免を受けた者からの申請に基づき更に3箇月を限度に1箇月ごとに延長することができる。

(減免等事由の消滅)

第8条 一部負担金の減免又は徴収猶予を受けた者は、第2条各号の規定のいずれにも該当しないこととなったときは、直ちに国民健康保険一部負担金減免等事由消滅申告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(徴収猶予の取消し)

第9条 市長は、一部負担金の徴収猶予を受けた者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、当該徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部について、その徴収猶予の取消しを直ちに行い、その旨を国民健康保険一部負担金徴収猶予決定取消通知書(様式第7号)により当該徴収猶予を受けた者に通知するものとする。

- 一 資力の回復その他の事情の変化により一部負担金の徴収猶予の事由が消滅したと認められることとなったとき。
- 二 虚偽の申請その他不正な行為により一部負担金の徴収猶予を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により一部負担金の徴収猶予の取消しを行った場合は、当該徴収猶予を受けた者からこれを一時に徴収するものとする。

(減免の取消し等)

第10条 市長は、一部負担金の減免を受けた者の属する世帯が前条第1項第1号に該当したときは、当該減免の変更を、同項第2号に該当したときは当該減免の取消しを直ちに行い、その旨を国民健康保険一部負担金減免決定取消(変更)通知書(様式第8号)により当該減免を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により一部負担金の減免の取消しを行った場合は、その取り消した日の前日までの期間における減免の額を、当該減免を受けた者から返還させるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2条第1項第1号及び第2号関係）

適用基準	徴収猶予
<p>一部負担金の徴収猶予を受けようとする世帯主及び当該世帯に属する被保険者の実収入月額が基準額に100分の120を乗じて得られる額を超え、基準額に100分の130を乗じて得られる額以下であり、かつ、当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者の預貯金の額の合計額が基準額の3箇月分に相当する額以下であること</p>	<p>第2条第1項第1号及び第2号に該当する場合 その者が属する世帯に属する被保険者に係る一部負担金（入院療養分及び外来療養分）</p>

別表2（第2条第1項第3号関係）

適用基準及び徴収猶予
<p>第2条第1項第3号に該当する場合 第2条第1項第1号及び第2号に定めるもののほか、国の通知において一部負担金の徴収猶予の対象とされている場合において、当該国の通知に基づき適用となる徴収猶予</p>

別表 3 (第 3 条関係)

適用基準	減免の額						
<p>一部負担金の減免を受けようとする世帯主及び当該世帯に属する被保険者の実収入月額が基準額に 100 分の 120 を乗じて得られる額以下であり、かつ、当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者の預貯金の額の合計額が基準額の 3 箇月分に相当する額以下であること</p>	<p>1 第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合 その者が属する世帯に属する被保険者に係る一部負担金（入院療養分及び外来療養分）の額の全額</p> <p>2 第 2 条第 1 項第 2 号に該当する場合 その者が属する世帯に属する被保険者に係る一部負担金（入院療養分に限る。）の額に、次の表の左欄に掲げる実収入月額の区分に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得られる額</p> <table border="1" data-bbox="624 808 1386 1081"> <thead> <tr> <th data-bbox="624 808 1098 869">当該世帯の実収入月額</th> <th data-bbox="1098 808 1386 869">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 869 1098 929">基準額以下</td> <td data-bbox="1098 869 1386 929">100 分の 100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 929 1098 1081">基準額を超え、基準額に 100 分の 120 を乗じて得られる額以下</td> <td data-bbox="1098 929 1386 1081">100 分の 50</td> </tr> </tbody> </table>	当該世帯の実収入月額	減免割合	基準額以下	100 分の 100	基準額を超え、基準額に 100 分の 120 を乗じて得られる額以下	100 分の 50
当該世帯の実収入月額	減免割合						
基準額以下	100 分の 100						
基準額を超え、基準額に 100 分の 120 を乗じて得られる額以下	100 分の 50						

別表 4 (第 3 条関係)

適用基準及び減免の額
<p>第 2 条第 1 項第 3 号に該当する場合 第 2 条第 1 号及び第 2 号に定めるもののほか、国の通知において一部負担金の減免の対象とされている場合において、当該国の通知に基づき算定される額</p>

別表 1 及び 3 に係る備考)

- 1 実収入月額とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額の月額をいう。
- 2 基準額とは、生活保護法第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる扶助について同法第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要の額の合計額に 1000 分の 1155 を乗じて得られる額をいう。

別表 5（第 4 条関係）

申請書に添付すべき書類	
1	<p>第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合 次のすべての書類</p> <ul style="list-style-type: none">・収入状況等調査票（様式第 9 号）・第 2 条第 1 項第 1 号ア若しくはイに該当する者となったこと又は同号ウに規定する損害を受けたことを確認できる書類 （第 1 号アの場合、身体障害者手帳の写し、診断書（身体障害者手帳用）、精神障害者保健福祉手帳の写し、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）等） （第 1 号イの場合、行方不明届出書の写し等） （第 1 号ウの場合、罹災証明書の写し等）
2	<p>第 2 条第 1 項第 2 号に該当する場合 次のすべての書類</p> <ul style="list-style-type: none">・収入状況等調査票（様式第 9 号）・第 2 条第 1 項第 2 号に該当することとなったことを確認できる書類 （第 2 号アの場合、廃業届出書の写し、離職票の写し、解雇通知書の写し、閉鎖事項全部証明書の写し、免責確定証明書の写し、個人事業の廃業届出書の写し等） （第 2 号イの場合、減収及び被害の状況が確認できる書類の写し等）
3	<p>第 2 条第 1 項第 3 号に該当する場合 別表 2 に規定する国の通知において定められた書類</p>